

一戰時官吏服務令

一文官懲戒戰時特例

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

昭和十八年十二月八日

内閣總理大臣東條英機

内閣

本令は公布の日より二月間施行

附則

「本令の施行期日は昭和十八年十二月八日とする」

「本令の施行期日は昭和十八年十二月八日とする」

「本令の施行期日は昭和十八年十二月八日とする」

戰時官吏服務令

凡ソ官吏ハ國體ノ本義ニ徹シ至誠一貫諧和一致睦明ノ節ヲ致シ其ノ職務ヲ奉行スルヲ以テ本分トス今ヤ戦局戦烈ニシテ官吏ノ職責愈重キヲ加フ宜シク官吏服務紀律ヲ遵守スルト共ニ寺ニ左ノ各項ノ實踐躬行ニ力メ征戰ノ完遂ニ些ノ慮算ナカラシムコトヲ明スベシ

- 一 官吏ハ戰時特ニ其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺シ不届不憚努力ト工夫トヲ盡シテ其ノ責務ヲ貫徹スベシ
- 二 官吏ハ戰時特ニ眞摯不斷ノ省察ヲ遂ゲ常ニ思テ大局ニ致シ和衷協力施策ヲシテ悉ク征戰ノ完遂ニ寄與セシムコトヲ明スベシ

- 三 官吏ハ戦時時ニ部下ニ對シテ其ノ向フベキ方途ヲ明示シ躬ヲ以テ之ガ統率指導ニ任ズベシ
- 四 官吏ハ戦時時ニ上司ノ命ヲ遵守シ時機ヲ失セズ施策ノ遂行ニ邁進スベシ
- 五 官吏ハ戦時時ニ民情ノ淺微ヲ察シ懇切丁寧以テ事ニ當ルベシ
- 六 官吏ハ戦時時ニ兼累ノ風ヲ重ンジ修身齊家率先垂範以テ世ノ儀表タルニカムベシ
- 七 官吏ハ戦時時ニ其ノ言動ヲ戒慎スルト共ニ機密ノ保持ニ細心ノ注意ヲ拂フベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

文官懲戒戦時條例

- 第一條 本令ハ大東亞戰爭中文官懲戒令又ハ明治四十年勅令第七十七號ノ適用ヲ受クル者ニ關シ之ヲ適用ス
- 第二條 本部長官ハ時ニ章ヲ綱紀ノ完備ニ用ヒ懲戒ヲ發動シテ戒慎以テ事ニ從ハシメ苟モ服務ノ紀律就中戦時官吏服務令ニ違フ者アラバ情状ニ從ヒ嚴ニ懲戒ノ措置ヲ執ルベシ
- 第三條 戦時官吏服務令其ノ他服務ノ紀律ニ違背シ文官懲戒令第二條ニ該當スル者ニ對シテハ同令第三條ノ處分ノ外謹慎ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 謹慎及減俸ハ之ヲ併科スルコトヲ得